

《寄稿》

# 誤った相続対策から 脱却し、再生するためには

## —三事例に学ぶ究極の対策—

株式会社 国土地所 代表取締役 隈 祐一

相続税対策は分からないと書つてあきらめている地主さんもいます。

しかし、何もしなければ現在の狂った路線価により、一気に法外なものをかけられて、場合によつたら壊滅します。路線価を逆手に取り、借地借家法を逆手にとって、どのように相続税対策を組み立てるか。若くしてこの分野の第一人者となつた隈氏の必読の論稿です。

バブル崩壊からかなりの時間が経過し、東京都心部で公示地価が反転してデフレ経済が終息を迎える兆しを見せています。しかし、私の周囲ではバブルの後遺症に悩み苦しむ地主、借地人が多数存在していることも事実です。私は日夜こういった人々の問題解決に東奔西走していますが、なぜこのような事態に陥ってしまったのか、どこをどう修正すれば、事態が好転するのかといったことに関して自問自答を繰り返しています。

今回は私自身が関わった三事例を紹介し、同じような問題に苦しむ方々の参考にしていただければとの思いから執筆させていただきました。そ

# 全国賃地賃家協会新聞

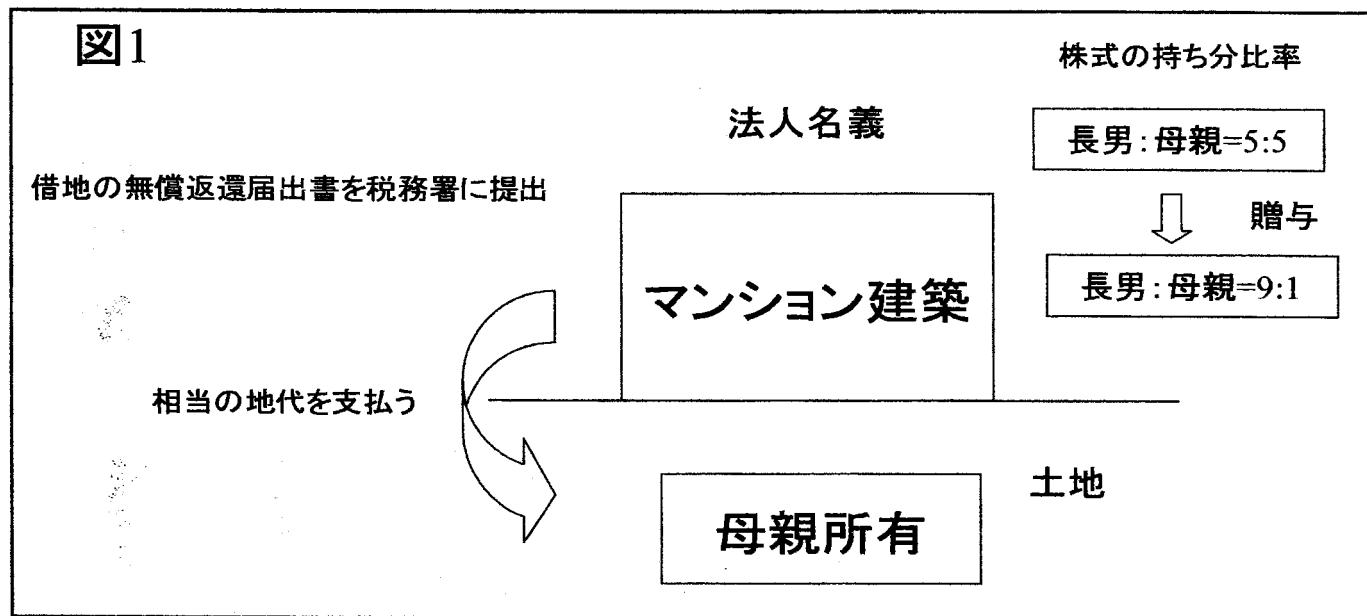
発行 全国賃地賃家協会事務局  
〒165-0027 東京都中野区野方一・二九・一一〇二  
(株)耶馬台コーポレーション内  
TEL ○三(三三八八)七五一五  
FAX ○三(三三八八)七五一三

Sさんには他に三名の弟と母親がいました。そ

**事例一：多額の借入によるマンション建築が災いした相続対策**

都内某区に居住されているSさんから「相続が発生したので、相談に乗つてほしい」旨の連絡があつたのは今からちょうど一年前のことでした。電話の語り口からはさほど切迫した感じを受けず、私の中では一般的な相続相談と認識していました。ところが、全容を知るに従つて、問題の大さきに頭を抱えることになるのです。

親の土地の評価を下げる場合には、相当の地代を支払うことによって自然発生借地権を発生させます。ただし、法人が上物の所有者である場合には法人は借地権を資産計上しなければならず、土地保有特定会社の評価方法の採用により、法人の株式評価が上昇してしまうというデメリットが発生します。法人において親の持ち株比率が高い場合には、有効性に問題があると言えます。



上物の名義が子供の場合に、自然発生借地権を発生させると、借地権分の財産が子供に移転し、相続税対策としては有効性ありと判断できます。ただし、この方式を採用する場合には有効活用のプランが妥当であることが要求されます。なぜならば地代の支払いは、賃料収入からなされるからです。最悪の場合は空室の増加によって賃料収入が減少し、借入金の返済もできずという事態も起ります。

#### ○相当の地代を支払つて無償返還届出書を提出

話をSさんのケースに戻しましょう。税務署〇

BであるSさんの顧問税理士は、法人設立後に、相当の地代方式の採用を勧めました。母親が保有している土地の評価を下げて、さらに法人株式の持ち分を母親からSさんに贈与することによつて、相続財産移転を計画したのです。しかし、ここで問題がありました。相当の地代を法人から母親に支払つていたにもかかわらず、税務署に対し「借地の無償返還届出書」も提出していたのです。この書類を提出した場合の土地の評価は、利用制限を受ける使用貸借の評価となり、自用地の八〇%の評価額となります。

法人が建築したマンションは、ここ数年は空室が目立つようになり、賃料収入も年間で五千万円に下落していました。本来は法人が母親に相当の地代を支払うはずでしたが、実際は地代を支払うことができず、法人の経理上は未払い金、母親は法人に対して貸付金という処理になつていきました。<sup>ヘ</sup>図1<sup>ヘ</sup>参照。

そんな最中に相続が発生してしまいました。もし、相当の地代方式による借地権が発生していた

場合には、土地の評価は借地権割合（七〇%）を差し引いた三〇%評価になります。法人の株式評価は借地権を資産計上しても借入金の債務により打ち消され、株価評価はゼロとなります。

しかし、Sさんの場合には無償返還の届出書が出ていたために、土地の評価は自用地の八〇%評価となりました。そのため、相続税五千円が発生することになり、相続人はこの納税に頭を痛める結果となりました。

母親には預金が三千円ありました。マンションの抵当権者と同じ銀行の担保にはいつていました。

法人がマンションを建築する際には、母親の土地も担保に入り、しかも個人保証も求められていきました。

相続が発生したことを見つた銀行は、相続財産が確定していない段階にもかかわらず、勝手に担保権を実行して三千万円を回収してしまいました。したがつて相続人はこの預金を相続税の納税資金に充当できなくなってしまったのです。

#### ○他財産の抵当をはずして納税資金を捻出

私に相談があつたのは、銀行が預金の担保権を実行したことでした。私は最悪のシナリオを想定してみました。母親の土地は長男が相続することになつてきましたが、長男が相続税を納付できません場合には、国税は土地を公売してしまいます。法人名義の建物は、銀行が抵当権行使して競売に付すことが考えられます。

しかし、ここで銀行にとつて建物を競売することは問題があることがわかりました。建物は借地権が付着していない建物（無権限建物）の評価

# 全国貸地貸家協会新聞



隈 祐二氏

## ○財産状況を定期的にチェックし、選択肢の拡大を

となつてしまい、競落されない可能性があるのであります。

母親は、他にワンルームマンション五戸とアパート一棟（四室）を保有していました。これも上記と同じ銀行が抵当権者でした。これらの財産の売却予想額は相続税額とほぼイコールでした。

私は相続税納税資金捻出のために銀行と折衝し、ワンルームマンション五戸とアパート一棟の抵当権をはずすことの同意をとりつけました。さらに空室対策として、マンションのリフォームを促し、収益力アップをはかりました。銀行にとつて、担保価値は下落しますが、収益力アップが見込まれることを認識し、このプランに納得したのです。

相続税納税の時期が迫っていたため、いつたんは延納申請し、売却終了後に延納を取り消しました。

最悪の事態は免れたものの、多額の借入金付きのマンションは残存することになり、Sさんの苦悩が完全に払拭されたわけではありません。

もし、相続発生前に私がSさんに出会っていた場合にはどういうアドバイスをしたかを自問してみました。まずは相続税が発生しないようにすることを検討しました。そのためには、建物を法人から母親に譲渡します。土地は貸家建付地の評価となり（自用地評価の七九%評価で使用貸借地の八〇%評価とさほど変わらず）ますが、借入金十二億円の債務が発生するため、相続税は課税されないというシミュレーション結果が出ます。ただし、この計画を遂行するためには、母親が銀行から新たに借入する必要があります。法人が売却代金を銀行に返済することにすれば、銀行の債権が増えることはありませんので、同意してもらえる可能性は大と考えられます。

この状態で相続が発生した場合に、相続人の選択肢は増えます。債務超過であれば、相続放棄をすればよく、以降は債務を背負って生きる必要はなくなります。また限定承認という方法も考えられます。

この事例から学んだ教訓は、「借入による相続対策を実行している場合には、自分の財産状況を定期的にチェックする必要がある」ということです。多額の借入をしているので相続税は課税されないと考えるのは早計と言えるのです。

都内某所で調剤薬局を営むAさんの母親は、商業地に七五坪の借地権を保有していました。Aさんの祖父の代からこの地に居住していました。Aさんはバブル時代におけるこの土地の相続税評価は坪単価三千万円に高騰し、借地権割合八〇%をかけて算出した借地権価格は一八億円にも上りました。

もしバブルのピーク時に相続が発生していれば五億円程度の相続税が課税されていたはずです。幸いなことにAさんの父親が亡くなったのは、バブルよりかなり前のことであり、この時点では相続税は発生しませんでした。

しかし、勉強熱心なAさんはB銀行の強い勧めもあって、借入をしてビルを建築する相続税対策を遂行することにしました。今から十二年前のことです。借入金は七億円で、借り主は母親です。七階建ての商業ビルで、1Fは自身が営む調剤薬局が入り、7Fは家族の居住用として利用しました。6Fまでは当初坪二万円で貸し出すことができ、年間収入で約四三〇〇万円ありました。借入金の年間返済額は四〇〇〇万円でしたから、地代や固定資産税などの諸経費を支払ってもおつりが来る状態でした。ところが、バブルの崩壊で賃料は下がる一方であり、昨年末の段階では、坪単価一万円と当初の半額以下に下落していました。空室も発生し、同時期の年間賃料収入は一八〇〇万円にまで落ち込んでいました。

## 事例二・・借地権者にも相続税の不安が

### ○商業地の借地権者がビル建築で相続税対策を

都内某所で調剤薬局を営むAさんの母親は、商業地に七五坪の借地権を保有していました。Aさんはバブル時代におけるこの土地の相続税評価は坪単価三千万円に高騰し、借地権割合八〇%をかけて算出した借地権価格は一八億円にも上りました。

もしバブルのピーク時に相続が発生していれば五億円程度の相続税が課税されていたはずです。幸いなことにAさんの父親が亡くなったのは、バブルよりかなり前のことであり、この時点では相続税は発生しませんでした。

しかし、勉強熱心なAさんはB銀行の強い勧めもあって、借入をしてビルを建築する相続税対策を遂行することにしました。今から十二年前のことです。借入金は七億円で、借り主は母親です。七階建ての商業ビルで、1Fは自身が営む調剤薬局が入り、7Fは家族の居住用として利用しました。6Fまでは当初坪二万円で貸し出すことができ、年間収入で約四三〇〇万円ありました。借入金の年間返済額は四〇〇〇万円でしたから、地代や固定資産税などの諸経費を支払ってもおつりが来る状態でした。ところが、バブルの崩壊で賃料は下がる一方であり、昨年末の段階では、坪単価一万円と当初の半額以下に下落していました。空室も発生し、同時期の年間賃料収入は一八〇〇万円にまで落ち込んでいました。

この影響で借入金の返済も滞ることになり、銀行はAさんに対し追加担保の提供を求めました。Aさんの事業は順調で、年間五千万円程度の売り上げがありましたが、Aさんは会社の資金を拠出することを避けたいという理由で、預金担保を拒みました。

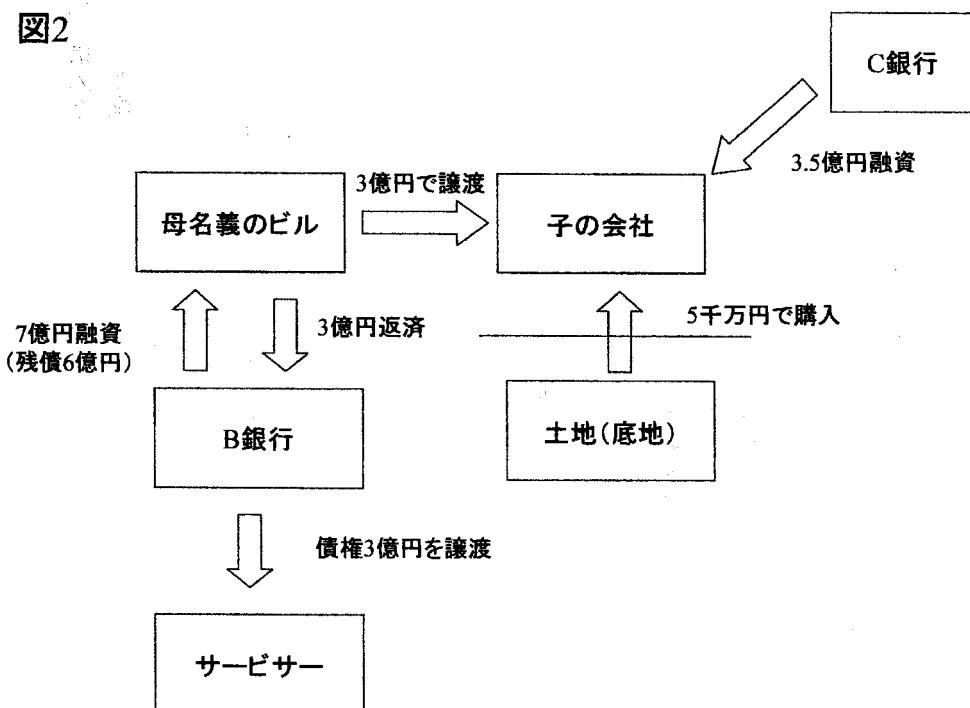
そんな折り、その土地の地主の相続コンサルティングをしていた私にAさんから相談がありました。私はまたしても最悪のシナリオを考えてみました。銀行はAさんの借地権付きビルを競売に付すだろうが、その場合の予想落札価格はどんなに高くても三億円を切るのでないだろうか、と推測しました。この地の事例をよく知つていましたので、予想数字には自信がありました。

### ○母親から法人のビルを売却し、債務を圧縮

私が描いていた解決策はAさんの会社がAさんの母親から借地権付きビルを三億円で、そして地主から底地を五千万円で購入することでした。Aさんの会社のメインバンクであるC銀行（Aさんの母親のビルのB銀行とは異なる）に打診したところ、底地を含めて完全所有権になるのなら、という条件付きで融資に同意してくれました。

B銀行に対しても、このビルの競落予想価格が三億円に満たないことを説明し、Aさんの母親が三億円で売却することに関して納得してもらいました。B銀行は六億円の残債権（Aさんの母親は元本一億円を返済していたので七億円－一億円＝六億円）のうち三億円しか回収できませんが、債権としてサービサーに譲渡しました。母親の債

図2



### ○病院にテナントを絞り込み収益力がアップ

そういう幸運にも恵まれ、Aさんの会社は、この地に完全所有権のビルを保有することになりましたが、まだトライすることが残っています。それは空室対策と賃料アップです。Aさんのビルは竣工後に業種を選ばずに、来る物を拒まず状態でテナントを誘致しました。そのため、統一性のない様相を呈し、歯抜けビルとなってしまったのです。私は「F」に調剤薬局があるという最大のメリットを活かすべく、テナントを病院に絞って誘致を開始しました。すると瞬く間に空室は埋まり、賃料も坪単価一万三千円にアップしました。テナントとの契約期間も五年間と延び、経営も安定しました。さらに病院が増えたことによつて本業である調剤薬局の売り上げはますますアップするという二次効果も発生しました。まさに「一石二鳥いわゆる債務の圧縮まで含めると一石三鳥」という結果を

# 全国賃貸地賃家協会新聞

いたのです。

Aさんのようにすべてがうまくいくケースはまれですが、知恵をひねり出せば、問題解決できることが多いのです。銀座や六本木などの一等地の借地権者には地主と同様に相続税問題がつきまといます。

そのため、Aさんと同様に多額の借入をしてビルを建築していることも珍しくありません。もし、そのビル内でオーナーの子息が事業を営んでいる場合には、オーナーの相続によつて、子供が事業を継続できないという事態が発生しかねません。この場合も財産評価を定期的に行い、相続税と借入金の返済計画を綿密に練り直すことがポイントとなります。

## 事例三：物納を契機に災いを転じて福となる

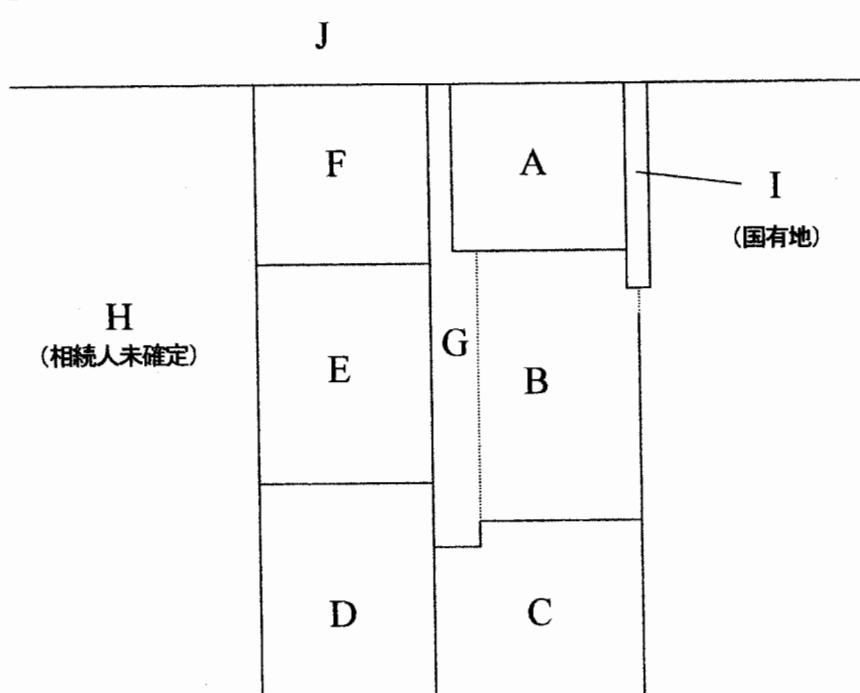
### ○不良賃宅地に悩むYさんに相続が発生

都内某所に居住するY家は、何代か続いている地主であり、戦前から賃宅地を保有していましました。Yさんの父は今から二十五年前に亡くなり、母がほとんどの財産を承継し、その財産を長男であるYさんが管理していました。

Yさんの悩みは賃宅地の地代を引き上げたいということでした。Y家が保有している土地のうち、図3の一画地は固定資産税等の公租公課が地代収入を上回る逆ザヤ状態を呈し、Y家の財産の中で問題の土地となっていたのです。逆ザヤの原因は地代の安さだけではなく、B地が未利用であつたこともあります。G地は幅員が2mしか

ないため、B地を駐車場にすることもできませんでした。C、D、Eの賃宅地の借地権者はみな高齢者であり、しかも借地人組合に加入していて、地代の値上げもままならないという状態でした。Yさんがこの一画地の処理にあれこれ頭を悩ま

図3



せている最中に、相続が発生してしまいました。

Yさんは四十九日の法要も終わらないうちに、私のところに相談に来ました。Yさんの母の相続税評価額は約七億円、相続税は約二億円程度という数字をYさんの顧問税理士が簡易計算していました。財産は他に駐車場用地など

がありました。ところが顧問税理士は、この一画地を納税にあてたいと考えていました。ところがYさんは、この一画地を物納することはできない、と回答していました。

理由は賃宅地の分筆は困難（この一画地は売却済みのA地を除いて未分筆）ということでした。私は早速現地を調査し、現状を分析しました。すると新たに様々な問題点が発見できました。まず隣地の所有者との境界承諾が難しいことです。D、E、F地の隣地であるH地の所有者は相続人未確定で、境界承諾のためには相続人全員の印鑑が必要という状況でした。また、B、C地の隣地であるI地は国有地（水路）ですが、従前に売却していたA地の地権者がその存在を認めていなかつたのです。

### ○登記官、納稅徵収官と協議し、難題を解決

Yさんに調査結果を報告しましたが、ダメモトでトライしてほしい、と懇願され、B、C、D、E、F、G地の物納を申請しました。このすべてが収納されると相続税額を上回ってしまう超過物納ですが、収納されない危険性を考慮して多めの申請にしたのです。

測量士と相談し、「利用区分」とに測量を進行させていきました。その結果、前述したH地とI地がからまない場所（C、Dの南側とCの東側）の境界が確定できました。国有地であるI地の南側の推定ポイントを現況でポイントと思われる場所から約10cmずらすことを国と協議し、B地の周囲の境界も確定することができました。

難題のH地に関しては、相続人未確定であり、

対策を考えつきましたが、登記官と交渉し、「相続人代表の実印があれば民々の境界確定は可能」との回答を得ることでき、事なきをえました。残りは公道であるJとの官民査定です。ポイントをA地から約10cmほどずらしたG地内に置き、官民の境界を確定することができました。B地、G地を残地扱いにして、残りの土地をすべて境界確定することができたのです。その後の調査で、F地の借地人は借地を返還してくれる可能性があることがわかりました。

従つてF、B、G地の物納申請を取り消し、C、D、E地の収納を目指しました。これらの土地が収納されるか否かのポイントは地代にあります。借地の方々の話しが聞いているうちに、彼らが将来、借地権を売却したいとの考えを持つてることが判明しました。そこで、彼らに対して「将来の売却のためにはいつたん底地を買って完

全所有権にすることがベターである」と説き、物納を納得してもらいました。また収納された後に國から底地を購入できることも教示し、収納に協力してもらうための地代の値上げに成功したのです。

さて、ここでまた難題がもちあがりました。納稅徵収官から「収納のために隣地であるH地の相続人全員の実印が必要である」との指摘を受けたのです。民々の境界確定時には相続人代表の印でOKでしたが、物納はより条件が厳しかったのです。ところが、H地の相続人の中には海外居住で連絡がとれない人がいることがわかりました。納稅徵収官と相談したところ、「相続人代表としての確約書を提出することでOK」との承諾を得ることができたのです。

これですべてが終わつたとほつとしたのもつかの間でした。「現在はB地とG地は一体であり、G地の位置を確定させ、C、D、E全員の持ち分をつけてほしい」という新たな要望がもちあがつたのです。そこで再び徵収官と協議し、「将来にわたりC、D、E地の人間がG地を無償使用することを許可するという念書を国に差し出す」ことで了解を得、晴れてC、D、E地を収納していただくことになりました。ここに至るまでには一年半の年月を要しました。山と谷が連綿と連なる日々でしたが、収納が決定したときのYさんの喜えようのない笑顔を見ると、それまでの苦労が吹き飛びました。

### ○物納には収益力の低い土地を優先すべし

さて、その後、YさんはG地を無償使用できるという条件を提示して、B地を売却することがで

きました。その資金でF地の借地権付き建物（アパート）を買い戻して、新たに建て替えをし、今は年間五〇〇万円ほどの収入を得ることができます。

まさに災い転じて福となすという典型となりました。相続を契機に不良貸宅地を処理し、収益力アップに成功したのです。

私がこの事例で得た教訓は、一見すると物納不

適格と思える土地であつても、方策しだいでは物納は可能であるということでした。Yさんはこの一画地以外にも優良宅地を保有しており、そこを手放さずに済んだのです。物納にあてる土地は、所有地の中で収益力が低い土地を優先してあてるべきと言う法則に確信を抱いたわけです。 ■

### 限祐一（くまゆうじ）氏 略歴

㈱国土地所 代表取締役

一九六二年福岡県生まれ。国土工営㈱に勤務し、国有財産のシステムを学び、民有財産の管理処分に活用し、資産の承継対策、納稅実務を研究する。一九九六年に独立し、大手地主の資産承継対策を手がける一方、貸宅地の管理・処分を行う。

現在の主な業務は資産承継対策（生前対策・納稅対策）を中心として、①貸宅地の管理業務②不動産の権利調整・清算業務③相続税納稅における物納条件整備・補完業務である。不動産を中心とした資産の形成・保全・承継・再生に関するコンサルティングを極めることをライフワークとしている。